

## 物品購入等入札(見積)参加申請書の提出要領 (物品の購入・修繕及び役務の提供等)

令和4年度から令和6年度までに井原市が発注する物品の購入、修繕及び役務の提供等のために行う入札(見積)に参加を希望される方は、物品購入等入札(見積)参加申請書に必要な書類を添付し提出してください。

※全て A4版クリップ止めでご提出ください。

- 1 受付期間 随時受付中 (土曜日、日曜日及び祝日、年末年始を除く。)
- 2 提出方法 郵送(市内・準市内業者は持参可)
  - 1) 郵送の場合  
切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
  - 2) 持参の場合  
午前8時30分から午後5時15分まで  
(正午から午後1時までの間を除く。)
- 3 受付場所 〒715-8601 岡山県井原市井原町311番地1  
井原市役所総務部財政課契約管理係 電話(0866)62-9507
- 4 有効期間 受付日から令和7年3月31日まで
- 5 入札参加資格
  - 1) 次のいずれかに該当する者は、**参加資格がありません。**
    - 申請時において、同種の営業を引き続き**1年以上営んでいない者**
    - 井原市税、岡山県税及び国税を**滞納している者**
    - 参加を希望する営業区分に関し必要な**許可、認可又は登録等を受けていない者**
  - 2) 井原市土地開発公社、岡山県井原地区清掃施設組合、井原地区消防組合、井原市水道事業への物品購入等入札(見積)参加申請書は**井原市へ提出されたもので兼用**しません。
- 6 提出書類  
官公庁発行の証明書類は、**提出日前3か月以内に証明を受けたもの**としてください。

## ① 令和4年度から令和6年度まで 物品購入等入札(見積)参加申請書チェックシート

受付の際、申請書類の不足、申請内容の不備等がある場合は受理できませんので提出される前は、必ずチェックシートにてよく確認してください。

郵送の場合における不備は、こちらから連絡させていただきます。

## ② 物品購入等入札(見積)参加申請書受付票(様式第1号)

代理人(営業所等)に委任している場合は、代理人欄も記入してください。

適格と認めた場合には、物品購入等入札(見積)参加申請書受付票(様式第1号)の受付番号が登録番号となります。

## ③ 物品購入等入札(見積)参加申請書 (様式第2号)

申請者は本社(店)の代表者とし、実印欄に押印する印鑑は、印鑑証明書の印鑑(⑤で証明された印鑑)を使用してください。

消費税課税状況欄は、該当する番号に○をしてください。

## ④ 使用印鑑届(様式第3号)

使用印欄に押印する印鑑は、契約締結等に使用する印鑑(代理人の場合は代理人が使用する印鑑)を使用してください。

実印欄に押印する印鑑は、印鑑証明書の印鑑(⑤で証明された印鑑)を使用してください。

## ⑤ 代表者印鑑証明書(写し可)

法人の場合は法務局で、個人事業の場合は住民登録を行っている市町村で交付を受け提出してください。

## ⑥ 委任状(様式第4号)

入札、契約の締結等を他の者に委任する場合に提出してください。

実印欄に押印する印鑑は、印鑑証明書の印鑑(⑤で証明された印鑑)を使用してください。

使用印欄に押印する印鑑は、契約締結等に使用する印鑑(代理人の場合は代理人が使用する印鑑)を使用してください。

## ⑦ 代理人の身分証明書(写し可)

**⑥を提出される場合**は、代理人の「身分証明(禁治産者・準禁治産者・破産者でないことの証明)」の提出が必要となります。本籍地のある市町村で交付を受け提出してください。ただし、代理人が法人登記簿に記載されている場合は、不要です。

## ⑧ 物品購入等入札(見積)参加資格登録票 (様式第5号)

取引が支社・営業所等となる場合は、必ず「2 代理人(営業所等)に委任している場合における当該営業所」欄も記入してください。

「新規」「継続」区分は、井原市へ令和元年度から令和3年度までの参加資格を登録されている場合は「継続」、登録されていない場合は「新規」としてください。

## ⑨ 営業品目一覧表(物品) (様式第6号)

参加を希望する品目の「**記号**」「**番号**」「**品目例**」を○で囲み、「品目例」欄にない場合は「**取扱品名**」欄に記入してください。

取扱品が多く「取扱品名」欄に記入しきれない場合は、別紙一覧(任意様式)として記号・番号・営業品目がわかるように提出してください。

## ⑩ 営業品目一覧表(役務) (様式第7号)

参加を希望する業務の「**番号**」を○で囲み**業務内容を具体的に記入**してください。

参加を希望する業務に必要な**許可証、届出書又は資格書の写しを添付し、「証明書等」欄に記入**してください。

## ⑪ 井原市暴力団排除条例に係る誓約書(様式第8号)

実印欄に押印する印鑑は、印鑑証明書の印鑑(⑤で証明された印鑑)を使用してください。

## ⑫ 登記(現在)事項証明書(商業登記簿謄本)(写し可)

登記されていない場合は、⑬を提出してください。

## ⑬ 代表者の身分証明書(写し可)

本籍地のある市町村で交付を受け提出してください。⑫を提出される場合は不要です。禁治産者・準禁治産者・破産者でないことの証明が必要です。

## ⑭⑮⑯ 完納証明書（写し可）

⑭⑮⑯ 全ての税に未納がない（消費税を含む。）ことの証明を提出してください。

- ⑭国 税……………全社必要。
- ⑮県 税……………岡山県内に本社又は支店等を有するなど、岡山県税を賦課されている場合に必要。
- ⑯市 税……………井原市内に本社又は支店等を有するなど、井原市税を賦課されている場合に必要。

※国税の滞納がない旨の証明 法人の場合……………様式その3の3  
個人事業の場合………様式その3の2

## ⑰⑱⑲ 財務諸表(決算書等)の写(直前の決算期のもの)

- ⑰法人の場合……………「貸借対照表」及び「損益計算書」  
個人事業の場合
  - ⑱青色申告の場合は、「所得税の確定申告書B(控)」及び「青色申告決算書」
  - ⑲白色申告の場合は、「所得税の確定申告書B(控)」及び「収支内訳書」

## 7 その他

本市に登録の後に、登録内容に変更があった場合は、変更届(任意様式)に必要書類を添えて提出してください。

令和4年度から令和6年度まで 物品購入等入札(見積)参加申請書チェックシート

※市記入欄 (受付番号)		商号又は名称(記載してください)			受付日	※市記入欄
番号	自主点検		市点検			提出書類
	法人	個人事業	法人	個人事業	証明関係書類は写しも可ですが、提出書類(5.7.12.13.14.15.16)の証明年月日は提出日の3か月以内のものとしてください。	
1					令和4年度から令和6年度まで 物品購入等入札(見積)参加申請書チェックシート (このシート)	
2					物品購入等入札(見積)参加申請書受付票 (様式第1号)	
3					物品購入等入札(見積)参加申請書 (様式第2号)	
4					使用印鑑届(原本に限る) (様式第3号)	
5					代表者印鑑証明書	
6					委任状(原本に限る) ※代理人がある場合 (様式第4号)	
7					代理人の身分証明書 (代理人が法人登記簿に記載されている場合は不要)	
8					物品購入等入札(見積)参加資格登録票 (様式第5号)	
9					営業品目一覧表(物品) (様式第6号)	
10					営業品目一覧表(役務) <u>営業許可証等の添付必要</u> (様式第7号)	
11					井原市暴力団排除条例に係る誓約書 (様式第8号)	
12					登記(現在)事項証明書(商業登記簿謄本)	
13					代表者の身分証明書	
14					完納証明書 国税 全社必要	
15					完納証明書 県税 岡山県内に本社又は支店等を有するなど、岡山県税を賦課されている場合に必要。	
16					完納証明書 市税 井原市内に本社又は支店等を有するなど、井原市税を賦課されている場合に必要。	
17					貸借対照表及び損益計算書	
18					青色申告の場合 所得税の確定申告書B(控)及び青色申告決算書	
19					白色申告の場合 所得税の確定申告書B(控)及び収支内訳書	

※提出書類をチェックし(自主点検欄に○を記入)、1~19の順にクリップ止めで提出してください。

物品購入等入札(見積)参加申請書受付票

申請者 控

受付番号	※	受付印	※
本社所在地 商号 代表者職氏名	〒 ..... ..... ..... ..... Tel (      )      -		
代理人 支社・営業所等所在地 商号 代表者職氏名	〒 ..... ..... ..... ..... Tel (      )      -		

(注意事項)

- 1 ※印は記入しないでください。
- 2 代理人(営業所等)に委任している場合は、代理人欄も記入してください。

◎ 有効期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

受付番号	
------	--

## 物品購入等入札(見積)参加申請書

井原市が発注する物品の購入、修繕及び役務の提供等のために行う指名競争入札(見積)に参加したいので申請します。なお、この申請書の全ての記載事項及び提出書類については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

井原市長 殿

〒 \_\_\_\_\_

所在地

商号及び名称

代表者氏名

実印

TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

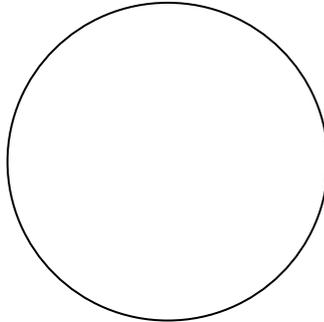
FAX ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

① 消費税課税状況	1. 課税事業者	2. 非課税事業者
-----------	----------	-----------

※該当する番号を○で囲んでください。

様式第3号

## 使用印鑑届



使用印

(実印と同じでも押印)

上記の印鑑は、令和4年度から令和6年度までの井原市における入札(見積)に参加し、  
契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

令和 年 月 日

井原市長 殿

(申請者) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

# 委任状

令和 年 月 日

井原市長 殿

(委任者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

私は次の者を代理人と定め、令和4年度から令和6年度までの井原市に対する下記の権限を委任します。

(代理人)

所在地

商号又は名称

職氏名

使用印

記

(委任事項)

1. 入札及び見積りに関する件
2. 契約の締結に関する件
3. 代金の請求及び受領に関する件
4. 入札における代理人選任に関する件
5. その他、上記各号に付帯する件

様式第5号

物品購入等入札(見積)参加資格登録票

1 申請者

本社所在地	〒           —		
フリガナ			
商号又は名称			
フリガナ			
代表者役職氏名			
電話番号		FAX番号	
申請区分 (いずれかの番号に○)	1 市内業者………本社の所在地が井原市にある場合 2 準市内業者………委任先の所在地が井原市にある場合 3 市外業者………上記1、2以外の場合		
新規・継続区分 (どちらかの番号に○)	1 新規           2 継続		
資本金			千円
社員数			人
営業開始	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月
メールアドレス			

2 代理人(営業所等)に委任している場合における当該営業所

代理人所在地	〒           —		
フリガナ			
委任先名称			
フリガナ			
代理人役職氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

市使用欄

受付番号

受付日

提出方法

郵送・持参

(様式第6号)

営業品目一覧表(物品)

商号又は名称

\* 参加を希望する品目の「記号」「番号」「品目例」を○で囲み、「品目例」欄にない場合は「取扱品目」欄に記入してください。

\* 取扱品が多く「取扱品名」欄に記入しきれない場合は、別紙一覧(任意様式)として記号・番号・営業品目がわかるように提出してください。

営業種目	記号	番号	営業品目	品目例	取扱品名
文具 事務用機器	A	1	文具	文房具・ファイル	
		2	事務用機器	印刷機・複写機・パソコン機器及び周辺機器	
		3	机・椅子	机・椅子・整理棚・ロッカー・その他スチール製品	
		4	印章	印鑑・ゴム印・日付印	
		5	紙・紙製品類	一般用紙・封筒・PPC用紙・トイレトペーパー	
		6	選挙用品	計数機・用紙交付機・集計機・投票箱	
木工 家具類	B	1	一般家具	机・椅子・衝立・応接セット・書架	
		2	木工(製造)家具	実験台・工作台・書架	
		3	室内装飾	絨毯・カーテン・ブラインド	
学校用品 保育用品	C	1	学校用具	教材・教育機器・マシン・視聴覚機器	
		2	保育用具	保育教材・玩具・乳母車・三輪車	
		3	運動用具	運動具・体育施設・テント・運動用服	
		4	楽器	ピアノ・オルガン・管楽器等・和楽器・CD	
		5	図書	図書・図書館用品	
		6	遊具	複合遊具等	
印刷 看板 標識	D	1	印刷	一般印刷・フルカラー印刷・製本	
		2	シール・ラベル・フォーム印刷	シール・ラベル・フォーム印刷・連続帳票	
		3	特殊印刷	カード印刷	
		4	看板	屋外看板・掲示板・各種看板	
		5	標示板・標識	道路標識・標示板・バリケード・保安等	
衣料 繊維	E	1	事務服・作業着・防寒着	事務服・作業着・防寒着・エプロン・雨着	
		2	消防服(縫製)	制服・作業服・防寒着・活動服・救急服	
		3	白衣・調理服	白衣・調理服	
		4	寝具	寝具・タオル	
ゴム・皮革	F	1	カバン・はきもの	長靴・雨具・手袋類・かばん・プラスチック製品	
工芸・装飾品	G	1	工芸・装飾品		
日用品	H	1	日用品・雑貨・ギフト用品	家庭金物・食器・台所用品・合鍵	
		2	清掃用品・ビニール製品(製造)	ダストボックス・大型掃除機・ごみ袋製造	
薬品類	I	1	人体薬品	ワクチン	
		2	動物・農業薬品	除虫剤・除草剤・ワクチン	
		3	工業化学薬品		
		4	環境衛生薬品	殺虫剤	
		5	衛生材料	石けん・消毒用アルコール・ガーゼ	
医療機器	J	1	医療器材	医療機器・X線機器・医療器材・AED	
		2	衛生器材・介護用器材	車椅子・介護用ベッド	
理化学・ 測定機器	K	1	理化学機器	理化学分析機器・実験機器・顕微鏡	
		2	測定機器	測量機器・計測機器・測定機器	

営業種目	記号	番号	営業品目	品目例	取扱品名
機械器具	L	1	一般家電	電球・家庭電器・家庭用エアコン	
		2	視聴覚機器	映写機・スクリーン・映画フィルム	
		3	通信用機械器具	電話・防犯カメラ・通信機器・無線機	
		4	電気機械器具	電気設備・発電機・モーター	
		5	特殊計測機器	音響装置	
一般機械器具	M	1	ボイラー・焼却炉		
		2	建設土木・運搬機械	建設用機械・掘削機・コンベアー・フォークリフト	
		3	冷凍機・空調機	業務用エアコン	
		4	農林水産機器	草刈機・噴霧器・ポンプ	
		5	ガス・石油機器	ストーブ	
		6	厨房機器	調理台・流し台・保冷库・自動食洗機・食器	
		7	水道用機器	メーター	
		8	精密機器	時計・カメラ及び写真材料を含む・顕微鏡・映写機	
輸送機器 (車両) (船舶)	N	1	自動車(産業車両を含む)	乗用車・貨物車・特殊車(架装を含む)	
		2	自転車・バイク		
		3	自動車用品・タイヤ		
		4	車両修理		
		5	船舶用品		
消防 保安用品	O	1	消防ポンプ	消防ポンプ・消防ホース	
		2	保安用品	非常食・避難器具	
		3	消火器・消防装備	ヘルメット・ロープ・防塵用マスク	
		4	警報装置		
		5	消防自動車	消防車・救急車	
燃料	P	1	石油		
		2	ガス		
		3	電気		
		4	その他燃料	固体燃料	
一般資材	Q	1	鉄・鋼材		
		2	建材・木材・石材		
		3	セメント・同製品		
		4	ガラス		
		5	建具・畳・襖	建具・畳・襖	
		6	その他	塗料	
農業 園芸用品	R	1	飼料・肥料・ペット用品		
		2	種子・苗木・園芸用品		
		3	生花		
食料品	S	1	食料品・茶・酒	農林水産加工品	
動物	T	1	各種動物		
資源回収	U	1	金属・自動車・バイク		
		2	古紙		
企画展示・広告	V	1			
その他	W	1			

\*両面印刷で提出のこと。

(様式第7号)

営 業 品 目 一 覧 表 ( 役 務 )

商号又は名称

\* 参加を希望する業務の「番号」を○で囲み業務内容を具体的に記入ください。

\* 参加を希望する業務に必要な許可証、届出書又は資格書の写しを添付し、「証明書等」欄に記入ください。

記号	番号	業務の種類	業務内容	証明書等
X	1	建物管理(総合ビル管理)		
	2	建物等清掃		
	3	自家用電気工作物点検		
	4	消防設備点検・修繕		
	5	自動ドア保守点検・修繕		
	6	空調設備保守点検・修繕		
	7	エレベーター保守点検・修繕		
	8	水道施設管理・漏水調査		
	9	衛生施設管理		
	10	浄化槽清掃・管理		
	11	受水槽清掃・管理		
	12	水質検査		
	13	環境測定等分析測定		
	14	害虫駆除・防除・衛生管理		
	15	健康診断・臨床検査等		
	16	電算機器管理・システム構築・運用保守		
	17	ネットワーク・情報通信機器管理・保守		
	18	ホームページ作成・Webデザイン		
	19	データ入力・データパンチ		
	20	警備		
	21	舞台運営・舞台関連設備保守		
	22	運送(旅客運送)		
	23	運送(貨物運送)		
	24	運送(学校給食輸送)		
	25	運送(美術品輸送・展示替)		

記号	番号	業務の種類	業務内容	証明書等
X	26	美術品等修繕		
	27	一般廃棄物処理		
	28	産業廃棄物処理		
	29	特別産業廃棄物処理		
	30	フロン類点検・回収・充填・破壊		
	31	草刈・支障木伐採		
	32	樹木・植栽管理		
	33	建築関係修繕		
	34	上水道関係修繕		
	35	下水道関係修繕		
	36	電気関係修繕		
	37	車輛修繕・車検		
	38	遊具点検・修繕		
	39	企画・計画策定		
	40	イベント企画・運営		
	41	研修		
	42	会議録等作成		
	43	公会計・書類作成支援		
44	写真撮影・映像制作			
45	レンタル・リース			
46	保険			
47	人材派遣			
48	その他			

\* 両面印刷で提出のこと。

令和 年 月 日

井原市長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

実印

井原市暴力団排除条例に係る誓約書

私は、井原市暴力団排除条例(以下「条例」という。)に基づき、条例の趣旨を理解したうえで、井原市が行う公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明した場合には、契約解除等の井原市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、誓約事項の確認等のために、井原市が岡山県警察等に対し照会を行うことについても同意します。

記

- 1 次の各号に掲げる者が条例第2条に規定する暴力団員等ではないこと。また、暴力団員等を新たに選任しないこと。
  - (1)法人である場合 代表者および役員
  - (2)個人事業主である場合 代表者
  - (3)個人である場合 個人本人
- 2 前項各号に該当する者が暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 3 使用人として、暴力団員を雇用していないこと。また、新たに雇用しないこと。
- 4 暴力団及び暴力団員等が実質的に経営に参加していないこと。
- 5 井原市の発注する公共事業その他市の事業及び事務において、前4項に該当する者のみを下請負人とする。
- 6 条例第4条及び第6条に基づき、必要書類の提出を求められたときは速やかに提出すること。

## 井原市暴力団排除条例

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、市民等に多大な脅威を与えている現状に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、平穏で安全安心な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、若しくは在学し、又は滞在する者並びに事業者をいう。
- (5) 関係団体 法第32条の2第1項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

### (基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、他市町村、国及び関係団体が連携し、協力の下に推進されなければならない。

### (市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民等、県、他市町村、国及び関係団体と連携し、協力して、暴力団の排除に関する施策の推進に努めるものとする。  
2 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図り取り組むことができるよう、市民等に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 暴力団の排除の重要性についての理解を深めるための広報及び啓発
- (2) 暴力団の排除のための活動に必要な情報の提供及び助言

### (市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をもたず、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、連携し、協力して取り組むとともに、市、県、他市町村、国及び関係団体が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。  
2 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市及び警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

### (公共工事等における措置)

第6条 市は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

### (公共施設の利用における措置)

第7条 市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。)は、公共施設の利用が暴力団を利することとなると認められるときは、別に条例で定めるところにより、利用を拒むこと若しくは利用の許可を与えないこと又は利用の許可を取り消すことができる。

### (学校等における措置)

第8条 市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において、青少年が暴力団

の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する青少年に対する指導又は教育活動の目的を達成するため、青少年の育成に携わる者が、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、情報の提供その他必要な支援又は協力を行うものとする。

(利益供与の禁止等)

第9条 市民等は、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(暴力団の威力の利用等の禁止)

第10条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団の威力を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。